

令和 4 年 1 1 月 2 2 日
国土政策局離島振興課

改正離島振興法の一部施行に伴い、離島振興に関する所掌事務の期限を延長します

今月 18 日に成立した「離島振興法の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、離島振興に関する所掌事務の期限延長等を行う政令が、本日閣議決定されました。

1. 背景

令和 5 年 3 月 31 日までを期限とする離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）について、今国会における改正により法期限が 10 年間（令和 15 年 3 月 31 日まで）延長されました。

これを受けて、今般、以下のような関係政令について所要の改正を行います。

2. 概要

（1）総務省組織令の一部改正（第 1 条関係）

- ・ 附則第 3 条に規定する自治行政局の所掌事務の特例の期限を令和 15 年 3 月 31 日まで延長する。

（2）農林水産省組織令の一部改正（第 2 条関係）

- ・ 附則第 5 条に規定する農村振興局の所掌事務の特例の期限を令和 15 年 3 月 31 日まで延長する。

（3）国土交通省組織令の一部改正（第 3 条関係）

- ・ 附則第 2 条、附則第 7 条及び附則第 9 条に規定する国土政策局、国土政策局総務課及び離島振興課の所掌事務の特例の期限並びに附則第 6 条に規定する離島振興課の設置期間の特例の期限を令和 15 年 3 月 31 日まで延長する。

（4）国土審議会令の一部改正（第 4 条関係）

- ・ 附則第 2 条に規定する離島振興対策分科会の設置期限を令和 15 年 3 月 31 日まで延長する。
- ・ 令和 5 年 3 月 31 日までの間、離島振興対策分科会の所掌事務の読替えを行う。

3. 今後のスケジュール

公布 令和 4 年 11 月 28 日（月）

施行 令和 4 年 11 月 28 日（月）

【お問合せ先】

国土交通省 国土政策局 離島振興課 池田、東岡

TEL:03-5253-8111（内線 29627、29636） 直通：03-5253-8421 FAX：03-5253-1594